

酒田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成16年度の人件費率
平成 17年度	人 117,595	千円 48,218,572	千円 1,858,138	千円 8,382,666	% 17.4	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 17年度	人 943	千円 3,769,935	千円 573,145	千円 1,616,068	千円 5,959,148	千円 6,319	千円 6,500

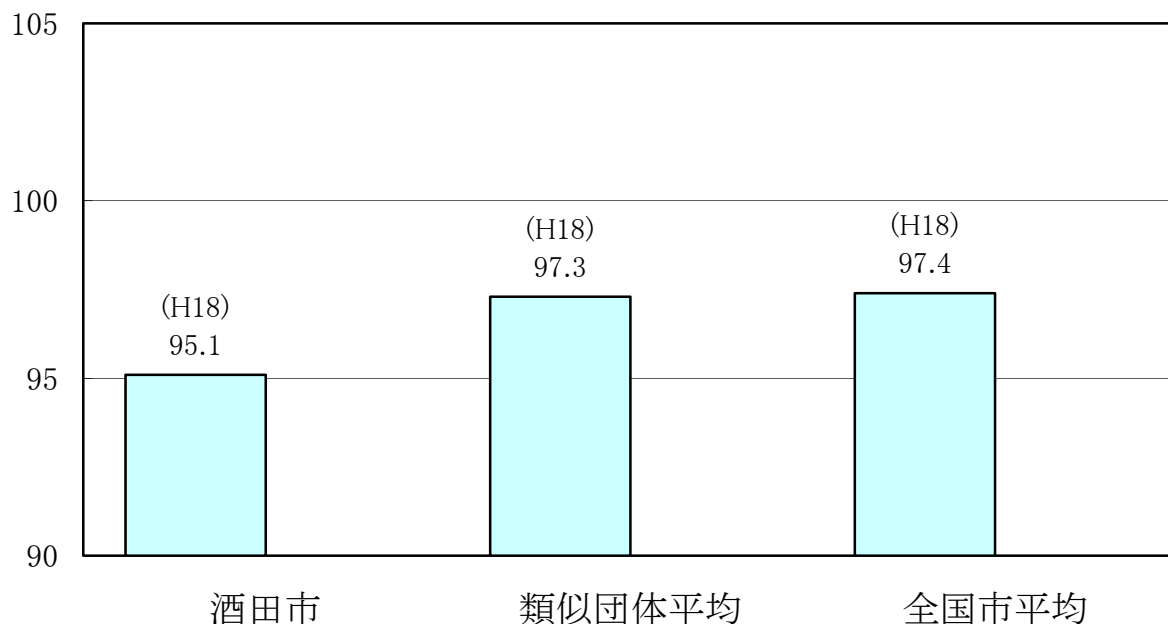
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数である（合併前の旧1市3町の合計値）。

(3) 特記事項

- ・平成17年11月1日に新設合併（旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の一市三町との合併）
- ・給与水準の引下げ（△4.8%）、昇格基準の見直し
- ・技能労務職員の給与水準の引下げ
- ・特別職の給料の減額改定（平成18年10月1日から適用）

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
酒田市	42.2 歳	335,000 円	375,200 円	364,700 円
山形県	42.11 歳	363,900 円	427,200 円	394,400 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円
類似団体	43.3 歳	346,701 円	411,150 円	382,111 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
酒田市	46.8 歳	343,400 円	371,700 円	368,700 円
うち 用務員	45.1 歳	334,300 円	377,000 円	368,800 円
うち 自動車運転手	46.5 歳	340,900 円	375,000 円	371,600 円
うち 清掃職員	51.11 歳	380,200 円	421,600 円	407,300 円
うち 学校給食員	46.4 歳	341,800 円	353,000 円	356,500 円
うち その他	48.7 歳	353,400 円	369,100 円	371,500 円
山形県	42.4 歳	332,000 円	368,500 円	356,100 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円
類似団体	46.9 歳	320,077 円	352,414 円	339,523 円
民間事業者平均	49.4 歳	—	353,000 円	—

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
酒田市	41.11 歳	377,800 円	416,600 円
山形県	43.0 歳	396,400 円	446,400 円
類似団体	39.8 歳	365,289 円	409,576 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		酒 田 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	170,200 円	I 種 179,200 円 II 種 170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	135,600 円	134,000 円	—
	中 学 卒	120,200 円	123,900 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	190,500 円	190,500 円	—
	高 校 卒	147,000 円	147,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	264,800 円	320,900 円	362,600 円
	高 校 卒	206,300 円	274,700 円	307,100 円
技能労務職	高 校 卒	224,200 円	268,300 円	287,700 円
	中 学 卒	194,000 円	233,700 円	281,300 円
高等学校教育職	大 学 卒	331,100 円	384,900 円	419,200 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

- (注) 1 技能労務職について、「経験年数10年」は、「経験年数12年」と、「経験年数15年」は、「経験年数17年」と、「経験年数20年」は、「経験年数21年」と読み替える。
 2 高等学校教育職について、「経験年数20年」は、「経験年数21年」と読み替える。

(参考：山形県)

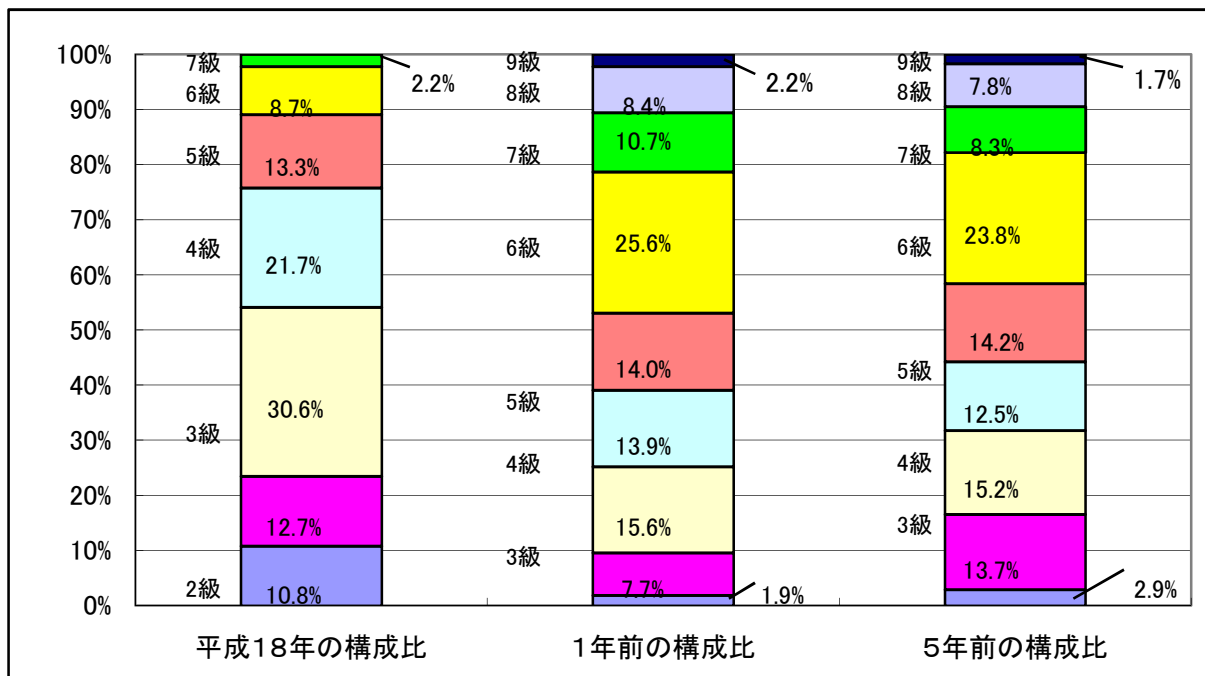
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	282,700 円	354,900 円	396,600 円
	高 校 卒	229,300 円	285,500 円	351,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	68人	10.8%
2 級	主事、技師	80人	12.7%
3 級	係長、調整主任、主任	193人	30.6%
4 級	主査、係長、調整主任	137人	21.7%
5 級	課長補佐、主査	84人	13.3%
6 級	課長、主幹	55人	8.7%
7 級	部長、支所長	14人	2.2%

- (注) 1 酒田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 平成18年度から9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）
 2 1年前の構成比は、合併後の平成17年11月1日現在のものです。
 3 5年前の構成比は、合併前の旧一市三町の単純合計値となっている。旧酒田市が9級制、旧三町は8級制となっている。

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
平成 17年度	職 員 数 A	人 1,476
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 165
	比 率 B/A	% 11.2
平成 16年度	職 員 数 A	人 1,494
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 165
	比 率 B/A	% 11.0

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

酒 田 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,602 千円	1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,856 千円	—
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成18年4月1日現在)

酒 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
	一般職員	全体			
1人当たり平均支給額	14,161 千円	11,167 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 一般職員とは、全職種に係る職員から教職員を除いた職員である。

(3) 地域手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		2,204 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		440,888 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	11 %	4 人	11 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
医師	15 %	15 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度普通会計決算)		12,482 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度普通会計決算)		13,378 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		33.8 %	
手当の種類(手当数)		22	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
収納外勤手当	納税課職員	市税・介護保険料・保育費用・市営住宅家賃等の外勤徴収	日額 190円
税務手当	税務課、納税課及び各総合支所市民福祉課職員	市税の賦課又は市税及び税外収入の徴収事務等	日額 100円(滞納処分については1件につき 670円)
用地交渉手当	土木課職員	用地の取得及びこれらに伴う補償に関し、現地において特に困難な交渉業務	日額 650円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	福祉課職員	行旅病人又は行旅死亡人の処理作業等	病人取扱 1件 1,300円 死亡人取扱 1件 4,000円
福祉業務手当	高齢福祉課、福祉課、児童課及び各総合支所市民福祉課職員	健康福祉部等に勤務する現業職員、外勤の医療担当職員及び査察指導員業務	日額 310円
介助保健指導業務手当	はまなし保育園、健康課、松林荘及び各総合支所市民福祉課職員	個別又は集団保健指導等	日額 140円
死亡人取扱手当	松林荘職員	養護老人ホーム松林荘の入荘者で死亡したものの取扱作業	1回につき 1,600円
防疫手当	感染症の防疫作業に従事する職員	感染症の患者若しくは疑いのある患者の輸送等	日額 450円
家畜等屍体処理手当	環境衛生課職員	家畜等屍体の処理作業	小動物 1回 180円 その他 日額 1,500円
定期航路業務手当	定期航路事業所職員	定期船業務	1航海 70円
医務手当	酒田病院及び診療所医師	医師業務	月額 325,000円～555,000円
医師特別手当	八幡病院医師	医師業務	月額 175,000円～350,000円
医師研究手当	八幡病院医師	医師業務	医師免許取得後3年以上 月額 180,000円 その他 月額 130,000円
危険手当	酒田病院医療技師	放射線業務等	日額 150円～450円

危険作業手当	右記業務従事職員	地上、地下10m以上の足場の不安定な危険な個所等において工事監督及び検査等業務	日額 350円
夜間看護手当	病院助産師、看護師及び准看護師	深夜における看護等業務	1回につき 1,600円～3,300円
薬剤業務手当	酒田病院薬剤師	薬剤業務	月額 5,100円
救急業務手当	酒田病院職員	勤務時間外の救急呼出業務	深夜 1回につき 1,620円 その他 1回につき 810円
食料手当	定期航路事業所職員	定期船業務	1食につき 520円
収集業務手当	環境衛生課職員	し尿又はごみ収集業務	日額 600円
清掃業務手当	土木課職員	下水溝清掃業務	日額 350円
特殊自動車業務手当	土木課職員	特殊自動車(ブルドーザ、グレーター及びシントローラ)運転業務	日額 270円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度普通会計決算)	182,545 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度普通会計決算)	196 千円
支給実績(平成16年度普通会計決算)	182,633 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成16年度普通会計決算)	194 千円

(6) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度普通会計決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円、一般の扶養親族のうち2人まで6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円)、その他1人につき5,000円 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		103,878 千円	219,152 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 ○借家・借間 限度額 27,000円 ○自宅(持家) 3,000円	異なる	自宅(持家) 2,500円(新築・購入から5年間)	35,168 千円	91,109 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 ○自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～19,200円)を毎月支給	異なる	自動車等の交通用具使用者の距離区分及び支給限度額(国は5kmごとに設定し(酒田市は2kmごと)、支給限度額24,500円(酒田市は19,200円))	45,062 千円	69,864 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 監督・監督の特殊性に基づき、その職員の受ける給料月額100分の25を超えない範囲内で支給 代表的な職務区分率(行政職) 部長 15% 課長、主幹 8%又は10%	同じ		36,733 千円	496,392 円
初任給調整手当	医師のうち採用による欠員補充が困難と認められる職員に支給 採用の日からの期間に応じて、307,900円以内の額	同じ		0 千円	0 円
特地勤務手当	飛島地区に勤務する職員に支給 {(飛島地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2}×16/100	同じ		2,732 千円	683,020 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		8,164 千円	177,393 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00-午前5:00)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円(病院医師20,000円、医師以外の病院職員5,900円) 勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額	同じ		8 千円	8,000 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円 課長4,000円	同じ		6 千円	6,000 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額23,000円～68,000円	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	1,010,000 円 (— 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,010,000 円 / 677,600 円	
	助 役	805,000 円 (— 円)	821,000 円 / 611,200 円	
	収 入 役	675,000 円 (— 円)	750,000 円 / 564,000 円	
	議 長	535,000 円 (— 円)	570,000 円 / 432,000 円	
報 酬	副 議 長	480,000 円 (— 円)	515,000 円 / 382,000 円	
	議 員	450,000 円 (— 円)	483,000 円 / 269,600 円	
	市 長	(平成17年度支給割合)		
期 末 手 当	助 役	3.30	月分	
	収 入 役	(平成17年度支給割合)		
退 職 手 当	議 長	3.30	月分	
	副 議 長	(算定方式)		
	議 員	(1期の手当額)		
	市 長	1,010,000円×在職月数×0.7	33,936,000円	(支給時期)
助 役	805,000円×在職月数×0.4	15,456,000円	任期毎	
収 入 役	675,000円×在職月数×0.3	9,720,000円	任期毎	
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

平成18年10月1日改定額

給 料	市 長	940,000 円
	助 役	750,000 円
	収 入 役	630,000 円

6 職員数の状況

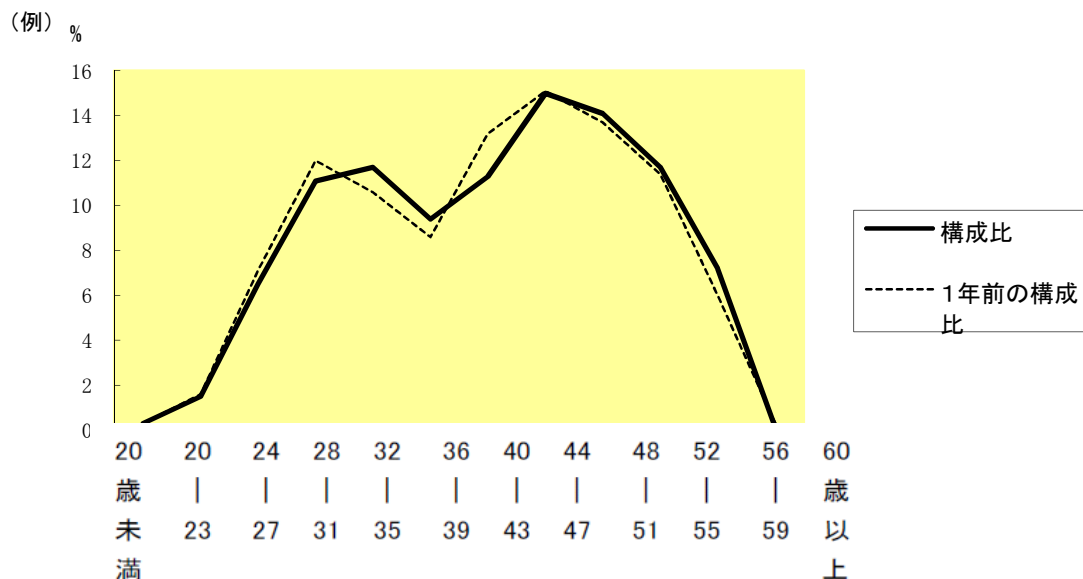
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成17年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	15	△ 6	合併による体制見直し
		総務	201	207	△ 6	合併による体制見直し
		税務	65	66	△ 1	合併による体制見直し
		農林水産	56	58	△ 2	合併による体制見直し
		商工	32	28	4	合併による体制見直し
		土木	73	74	△ 1	合併による体制見直し
		民生	202	187	15	合併による体制見直し、亀ヶ崎保育園民間移管
		衛生	54	71	△ 17	合併による体制見直し
	計	692	706	△ 14	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.89 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 5.92 人)	
	教育部門	237	234	3	合併による体制見直し	
小 計	929	940	△ 11	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.90 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.22 人)		
公営企業等部門	病院	380	382	△ 2	欠員不補充	
	水道	69	70	△ 1	合併による体制見直し	
	交通	11	10	1	欠員補充	
	下水道	37	32	5	合併による体制見直し	
	その他	38	43	△ 5	合併による体制見直し	
	小 計	535	537	△ 2		
合 計		1,464 [1,615]	1,477 [1,615]	△ 13 [0]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 12.45 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 平成17年は、合併前の旧1市3町の単純合計となっています。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	22人	95人	162人	172人	138人	165人	220人	206人	172人	106人	2人	1,464人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1,076人	991人	85人	7.9%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分 部門	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～18年 計(実績)	(参考) 数値目標	
	計画始期	1年目(実績)	2年目	3年目	4年目	5年目			
職員数	1,076	1,057	1,046	1,033	1,012	991	—	991	
増減		△19	△11	△13	△21	△21	△19 (22.4%)	△85	
計	職員数	1,076	1,057	1,046	1,033	1,012	991	—	991
	増減		△19	△11	△13	△21	△21	△19 (22.4%)	△85

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 対象職員には、消防職、医療職、教員及び船員は除く。
 3 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 17年度	3,733,328	77,822	416,375	11.2	12.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 17年度	70	272,326	34,102	109,947	416,375	5,948

(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,971

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- ・平成17年11月1日に新設合併（旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の一市三町との合併）
- ・給与水準の引下げ（△4.8%）、昇格基準の見直し
- ・特別職の給料の減額改定（平成18年10月1日から適用）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
酒田市	41.1 歳	341,742 円	546,505 円
団体平均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

酒田市(水道事業)		酒田市(一般職員:普通会計)	
1人当たり平均支給額(平成17年度)		1人当たり平均支給額(平成17年度)	
1,571 千円		1,600 千円	
(平成17年度支給割合)		(平成17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.40 月分	3.00 月分	1.40 月分
(1.60)月分	(0.70)月分	(1.60)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5~15%		・ 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

酒田市(水道事業)			酒田市（一般職員:普通会計）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	20,770 千円		1人当たり平均支給額	11,167 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

具体的な支給手当はなし

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	5,275 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	76 千円
支給実績(平成16年度決算)	7,916 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	122 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円、一般の扶養親族のうち2人まで6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円)、その他1人につき5,000円 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	—	8,232 千円	196,000 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 ○借家・借間 限度額 27,000円 ○自宅(持家) 3,000円	同じ	—	3,232 千円	104,258 円

通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1箇月当たり55,000円が支給限度額 ○自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,500円～19,200円)を毎月支給	同じ	—	2,585 千円	57,448 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 監督・監督の特殊性に基づき、その職員の受ける給料月額 \times 100分の25を超えない範囲内で支給 代表的な職務区分率(行政職) 部長 15% 課長 10%	同じ	—	1,757 千円	585,667 円
特地勤務手当	飛島地区に勤務する職員に支給 {(飛島地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額 \times 1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額 \times 1/2} \times 16/100	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00-午前5:00)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額 \times 25/100 \times 勤務時間数	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円(病院医師20,000円、医師以外の病院職員5,900円) 勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長 7,500円 課長 4,000円	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額23,000円～68,000円	同じ	—	0 千円	0 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

水道事業単独の定員管理計画の策定はなし